

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2026 年 4・5 月号(第 242 号)

※ 今月より隔月発行へ変更いたします。読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

- 変化する訪日中国人市場の現状とインバウンドビジネスの展望
中国若者富裕層ビジネスコンサルティング
代表 劉瀟瀟…………… 2
- 2025 年の実質成長率は 5.0%、投資と消費の低迷を純輸出でカバー
公益財団法人国際通貨研究所 開発経済調査部
上席研究員 梅原直樹…………… 7
- 「商事調停条例」の要点と企業実務への影響
金杜法律事務所 パートナー弁護士
中日民商法研究会 副会長 劉新宇…………… 11
- 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介…………… 14
- 主要経済指標の推移
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 16
- MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



隔月発行へ変更のお知らせ

読者のみなさまへ

平素より「MUFG BK 中国月報」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。

このたび弊誌は、2026年4月より隔月発行へと変更させていただくこととなりました。これに伴い、本号「4・5月号」より、合併号として年6回お届けいたします。

この変更を機に、より一層内容の充実を図り、みなさまにとって有益で質の高い情報をお届けできるよう努めてまいります。何卒ご理解を賜りますとともに、末永く変わらぬご愛読をお願い申し上げます。

なお、弊行では、中国をはじめとする世界各地の最新動向をお届けする MUFG BizBuddy（無料の会員制ウェブサービス）や各種セミナーの開催等を通じて、貴社のグローバルビジネス戦略策定のお役に立てるよう尽力しております。今後とも、邦銀随一のグローバルネットワークを有する弊行並びに弊行グループをご活用いただけますと幸いです。

2026年4月吉日

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

変化する訪日中国人市場の現状とインバウンドビジネスの展望

中国若者富裕層ビジネスコンサルティング
代表 劉瀟瀟

訪日外国人観光産業はどんどん拡大している。2025年の訪日外国人客数は、過去最大の4,270万人に上り、訪日客の消費額は約9.5兆円^{注1}になった。財務省の貿易統計によると、訪日外国人観光産業は、自動車産業に次ぐ第2位の輸出産業＝外貨獲得産業になっている^{注2}。

注1 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA194000Z10C26A1000000/>

注2 <https://honichinavi.com/inbound-data/>

しかし、この伸び続けている成長産業に影がさしてきた。それは、インバウンド市場において大きな存在感を示していた中国人観光客の減少である。最近、日本の関連企業から心配の声が大きくなり、「いっそのこと訪日中国人を諦めるか」という論調も出てきている。だが、それは大きな誤解で、本当に諦めると、大きな持続的なビジネスチャンスを逸失してしまう。

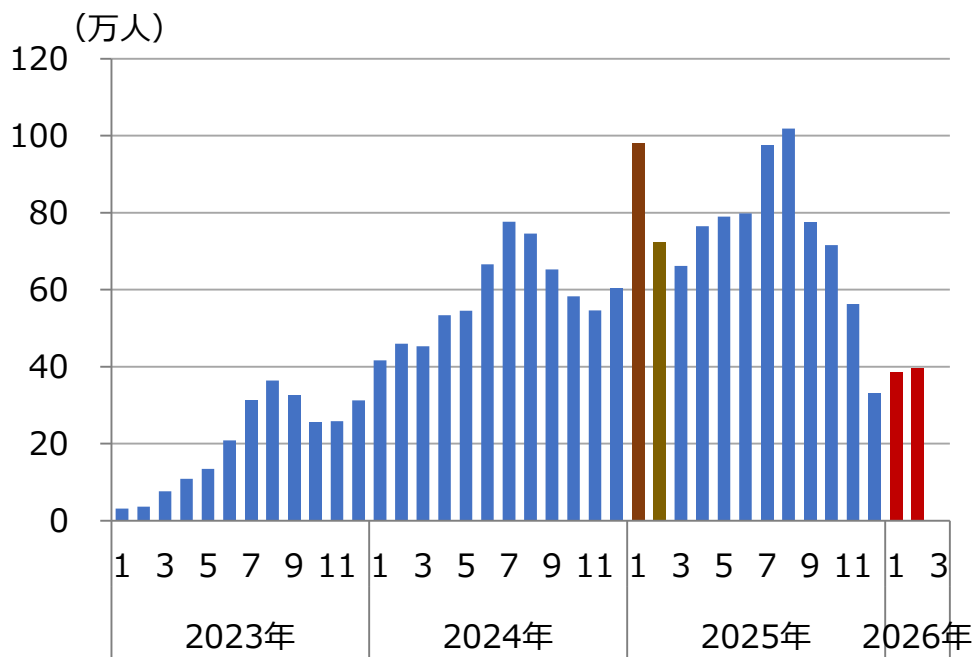
本稿では、直近の訪日中国人市場の現状を紹介した上で、今だからこそインバウンド市場を意識し、取り組むべきことを述べたい。

人数は減っているが、日本のインバウンドビジネスにおける訪日中国人は不可欠

2025年12月まで、コロナ後の訪日中国人観光客数も伸び続けていた。春節休暇の時期などにより個別月の変動はあるが、コロナ前に戻ってきていた。しかし、2025年11月の高市早苗内閣総理大臣の台湾をめぐる発言により、中国政府が日本への渡航を控えるよう注意喚起した。その結果、2025年12月の訪日中国人観光客は前年同月比▲45.3%の33万人、さらに、春節時期のずれを考慮し、2026年1、2月は前年同期比▲54.1%^{注3}になった。月40万人前後に来ているとしても、大幅に減っているのは事実である。

注3 <https://www.jnto.go.jp/statistics/data/visitors-statistics/>

【図表1 コロナ後の訪日中国人客数推移】

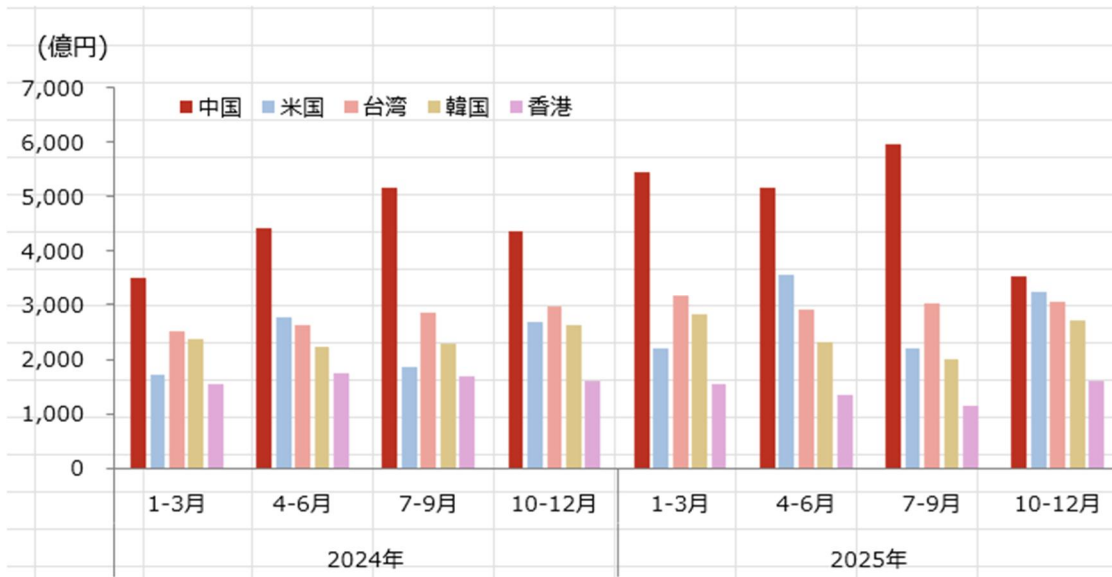


出所：日本政府観光局（JNTO）「国・地域／月別 訪日外客統計」を参考に執筆者作成

2025年10-12月の国・地域別の訪日外国人客数と旅行消費額を見ると、訪日中国人客数は前年同期比▲41.9%になったが、消費額総額は3,534億円で前年同期比▲17.9%^{注4}にとどまり、依然として全ての国・地域の中で1位を占めている。つまり、訪日客数は減っているものの、消費は依然として堅調と言えるのである。10年前に比べると、訪日中国人は買い物や娯楽サービス費において4割程度しか使っておらず、買い物の割合が減った代わりに宿泊、飲食などのコト消費を増やす方向へと変化していった。買い物への意欲は旺盛なままで、さらに多面的な日本観光ニーズが高まっていることが明白だ。

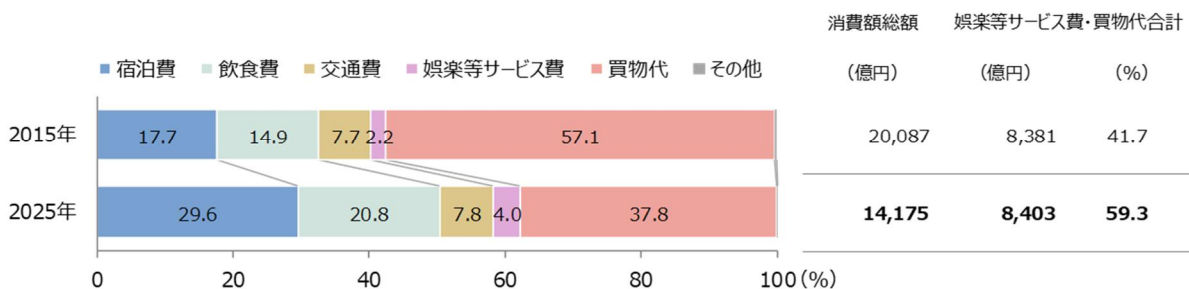
注4 https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/gaikokujinshohidoko.html

【図表2 主要5カ国・地域の消費総額推移】



出所：観光庁「インバウンド消費動向調査2025年」「訪日外国人消費動向調査2015年」を参考に執筆者作成

【図表3 訪日外国人費用別消費額：2025・2015年比較（年間計）】



出所：観光庁「インバウンド消費動向調査2025年」「訪日外国人の消費動向調査2015年」を参考に執筆者作成

インバウンドビジネスは、「日本国内で行われるものなので見落としがち」だが、実は、ほかの輸出産業と同様に貿易ビジネスである。そのため、「カントリー・リスク」という言葉を念頭に置く必要がある。パンデミック（感染症の世界的大流行）や情勢不安など、訪問者側のことも常に把握し、外国人観光客も訪問先のカントリー・リスクを注意深くウォッチしている。日本においては、今回の政治的発言だけでなく、地震・津波などの自然災害なども影響を与える。2025年「7月5日大災害予言」で、香港からの訪日客が減少したのもその一例である^{注5}。

注5 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2025062500146&g=soc>

一方、現在、カントリー・リスクが高い中でも来日する中国人は月数十万人おり、依然として多い。2025年10-12月のデータ^{注4}を見ると、彼らの中にはリピーターが多く、個人旅行で来日した人が9割以上を占めている。6割以上はリピーターで、75%以上は20、30代の若者なのだ。

彼らは、「日本への旅に慣れ(自分で手配できる)」、「日本への関心が高く(何度も訪日している)」、「一定以上の経済力があり(マルチビザの取得に比較的高い経済力を要する)」、「カントリー・リスクの影響を受けにくい(今でも訪日している)」。つまり、「日本にとって最高の顧客たち」だ。これから、貴重な成長産業であるインバウンドをいかに持続可能な産業にするかは、日本の社会全体の課題であり、その中で最も重要なのは、最高の顧客たちの心を掴むような商品・サービスの開発、長期目線のブランディングである。

最高の顧客は何をしに日本に来ているのか

筆者は2015年以来、インバウンド市場を研究し、今は平均週2回のペースで訪日中国人、特に富裕層と若者たちにインタビューをしており、最新動向を把握している。ここで一例を紹介したい。

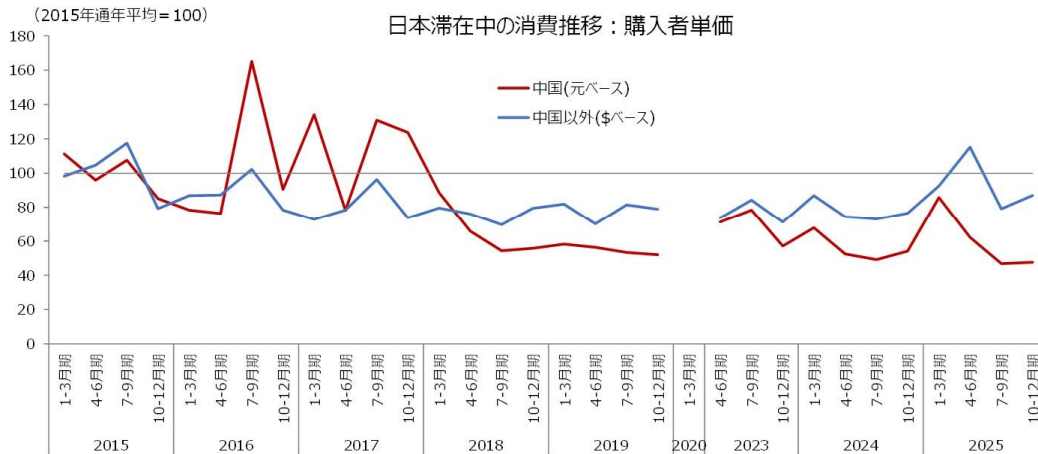
30代のA夫妻は10歳の子供と3人で来日。浙江省居住で世代年収は1億円ほど、不動産を中国に何軒も持っている。日本が大好きだというA夫妻は、この10年間コロナ禍以外、年4回来ている。今回、Aさん一家は、2026年2月に2週間かけて東京と北海道の複数箇所を回り、春節も東京で過ごした。宿泊費、交通費、飲食費、買い物代、スキー代、さらには美容室代なども消費し、3人で1,200万円以上使ったようである。今回の来日について、春節もあるので、親族に何か言われたかを聞いた。Aさんは「仲のいい友達だけに伝えたが、やはり『なんで行くの??』と軽く怒られた。けれども、行くのは自分たちだし、日本でいろいろ楽しみたいから周りの言い分は全然気にしない。春節に帰省しなかったが、両方の親は私たちが日本を好きなことをわかっているの、特に問題はなかったよ」と答えた。

そして、どんな消費をしていて、何か変化はあったのかを聞くと、「子供も大きくなったので、今回初めて一緒にスキー場に行った。とても楽しかったので、来年以降も行くと思う。だから、スキー用品が今回の新しい消費かな。その他はいつも通りたくさんお金を使ったよ」とも言った。

最後に、なぜ日本にこんなに頻繁に来ているのかを聞くと、「日本は中国にはない癒やし感がある。ネットショッピングがメインになった中国に比べると、日本の町は歩くだけで楽しい。また、人々の教養も高いし、安心して過ごせる。そして、円安もあるが、中国国内のものが高くなったので、同じ品質のものを買うのであれば日本のほうが安い。なので、中国で稼いで日本で使うのがちょうどいい」と答えた。「ただ、最近、普通の25㎡程度のホテルも6万円/泊になっていて、有り得ない高さだと思うし、子供も楽しめる日本文化のコンテンツももう少しほしいな」と本音をこぼした。

図表4の通り、2015年の消費額を基準とし、中国人は人民元ベース、その他の国は米ドルベースで見ると、ほとんどの時期は下回っている。円ベースで考えると消費額はどんどん増えているが、観光客の自国通貨で見ると、消費額そのものはあまり変わっていないことがわかる。これから、Aさん夫婦のような、日本の大ファンに継続的に訪日してもらうためには、彼らが納得する消費コンテンツの開発や何回もリピートしてもらえるブランディング戦略が必要である。一人一人のパイを拡大し、まだまだ多い「最高の顧客」を維持し育てるのは、今こそすべきことなのではないか。

【図表4 中国・中国以外の訪日時の消費額推移（購入者単価）】



出所：観光庁「インバウンド消費動向調査」「訪日外国人消費動向調査」購入者単価総額（宿泊費・飲食費・交通費・娯楽等サービス費・買物代・その他合計）（円／人）

国際ビジネスなので、カントリー・リスクを含めてさまざまな不安要素がある。特に人数も消費規模も大きな訪日中国人については、常にウォッチする必要があるが、「減っている部分」だけに注目するより、「まだあるビジネスチャンス」をいかに掴んでいくのかが、インバウンド市場で勝ち抜く秘策だと思う。

（執筆者連絡先）

中国若者富裕層ビジネスコンサルティング 代表 劉 瀟瀟

E-mail: liu@xiaoxiao-liu.com ho-mupe-ji ホームページ: <https://xiaoxiao-liu.com/>

2025年の実質成長率は5.0%、投資と消費の低迷を純輸出でカバー

公益財団法人国際通貨研究所
 開発経済調査部
 上席研究員 梅原直樹

中国国家統計局が2026年1月に発表した2025年の実質国内総生産（GDP）成長率（速報値）は前年比+5%と、2024年と同水準かつ2025年3月に公表された5%前後の政府目標と合致した（図表1）。2025年10-12月期は前年同期比+4.5%であり、7-9月期の4.8%と比較すると減速が見られた。上半期の段階で成長率5.3%を達成していたことで、10-12月期には、債務拡大などの副作用を伴い、需要先食い等になりかねない短期の景気対策は打たずに済んだ。他方、上期に対する下期の低パフォーマンスは、中国経済の停滞傾向を世界に印象付けた。図表1より、需要項目別の寄与度を見ると、最終消費は漸減（ぜんげん）し、内需の弱さを示す。総資本形成も下半期は冴えなかった。しかし、輸出は堅調であった（後述）。GDPデフレーター推移では、2025年はマイナス1.1%で、2024年のマイナス0.8%よりデフレ傾向の悪化が見られる。しかし、2025年は、4-6月期に前年同期比マイナス1.3%という底を打った後は、改善傾向を見せている。2026年もこの傾向が続けば、景況感の改善シグナルの一端を示すものと見なすことができるだろう。

【図表1 実質GDP成長率、需要項目別寄与度、GDPデフレーター（前年比、前年同期比%）】

	2023年	2024年	2025年				2025年				
			Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	
実質GDP成長率	5.4	5.0	5.3	4.7	4.6	5.4	5.0	5.4	5.2	4.8	4.5
最終消費	4.6	2.4	4.1	2.4	1.5	1.7	2.6	2.7	2.7	2.6	2.4
総資本形成	1.4	1.1	0.5	1.8	1.1	1.2	0.8	0.3	1.3	0.8	0.7
純輸出	▲0.6	1.5	0.8	0.5	2.1	2.5	1.6	2.4	1.3	1.4	1.4
名目GDP成長率	4.9	4.2	4.2	3.9	4.0	4.6	3.9	4.6	3.9	3.7	3.9
(参考) デフレーター	▲0.5	▲0.8	▲1.1	▲0.8	▲0.6	▲0.7	▲1.1	▲0.8	▲1.3	▲1.0	▲0.6

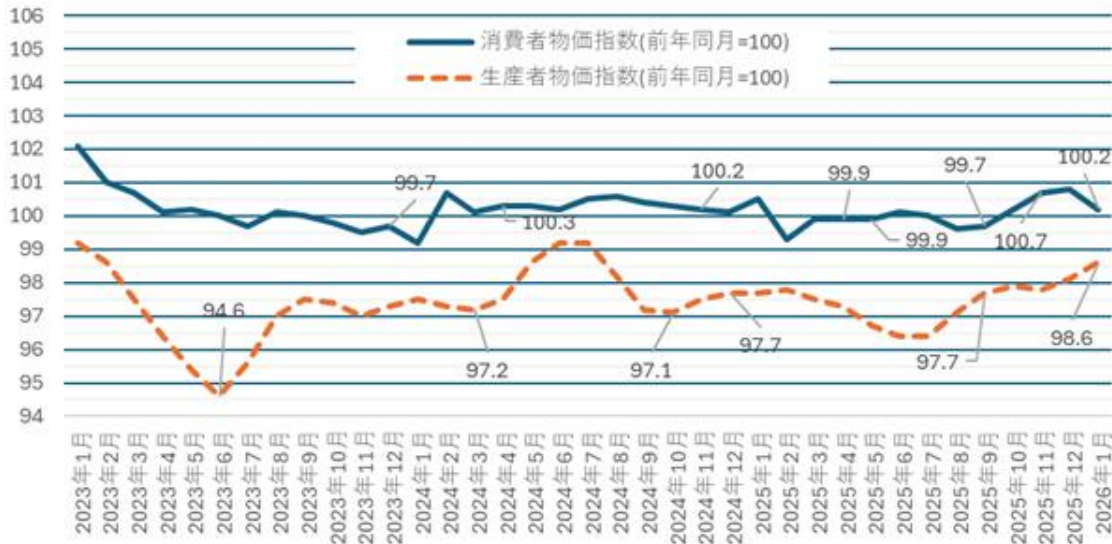
(出所) 国家統計局発表データより国際通貨研究所作成

2026年3月に開催された全国人民代表大会（全人代）の政府活動報告は、2025年12月の中央経済工作会議を踏まえて2026年のGDP成長率目標を2025年の5%前後から引き下げ、4.5~5%という0.5%の幅を持たせたものになっている。下限の4.5%は2025年10-12月期の実績にそろっており、2026年は、徐々にではあるが、景気を回復に向かわせようとの政府の意図が透けて見える。

2025年以来、注目を集めてきた米中貿易・関税交渉は、2025年10月に韓国の釜山で行われた首脳会談で、追加関税率の修正やレアアースの対米輸出管理措置の1年間の停止で合意を得た。2026年に入り、米国はベネズエラの大統領の拘束やイスラエルと組んだイランへの共同軍事作戦など、国際情勢を緊張させている。そうした中で、中国は、米国との複数回の首脳会談を持つことで米中関係を安定させ、国内経済の安定化につなげたいと考えていると推察される。

物価動向は、前述のとおり、依然として実質 GDP 成長率が名目 GDP 成長率を上回るデフレ懸念が続くが、消費者物価指数は2025年10月に前年比プラスに転じており、2026年もプラス圏が維持できるかが注目される。生産者物価指数は2025年6、7月に底を打ち、以後、改善が見られる(図表2)。これが「内巻」(体力消耗を伴う値下げ競争や過当競争)を抑制しようとの政策効果によるものなのかは、今後も検証を要する。

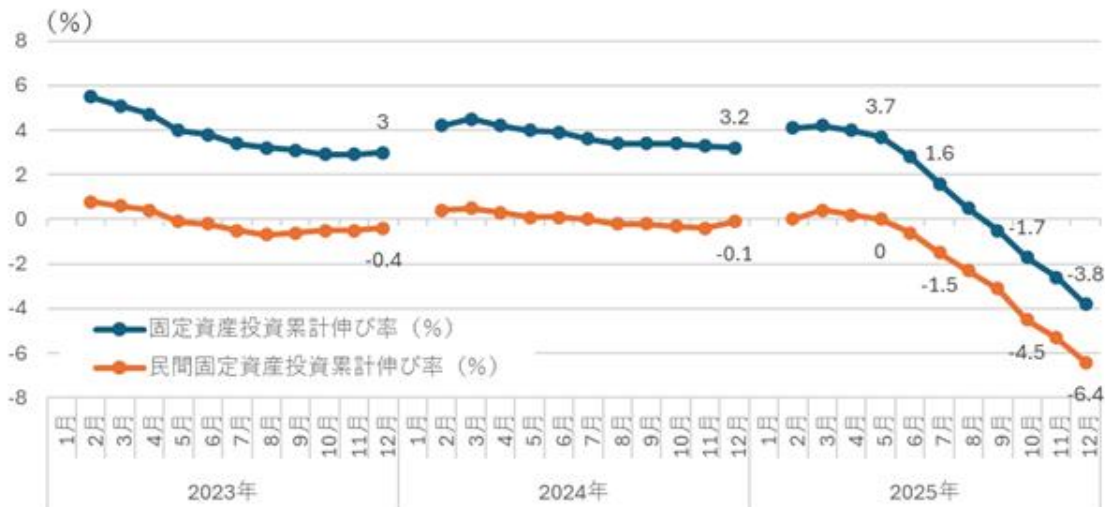
【図表2 消費者物価指数・生産者物価指数の推移】



(出所) 国家統計局データより国際通貨研究所作成

固定資産投資は、2025年の下半期は顕著に減速した。公共投資等を通じた景気カンフル剤は使用を控えたと見られる(図表3)。これが経済運営への自信によるものなのかは、2026年の政策を見るまでは判断が難しい。

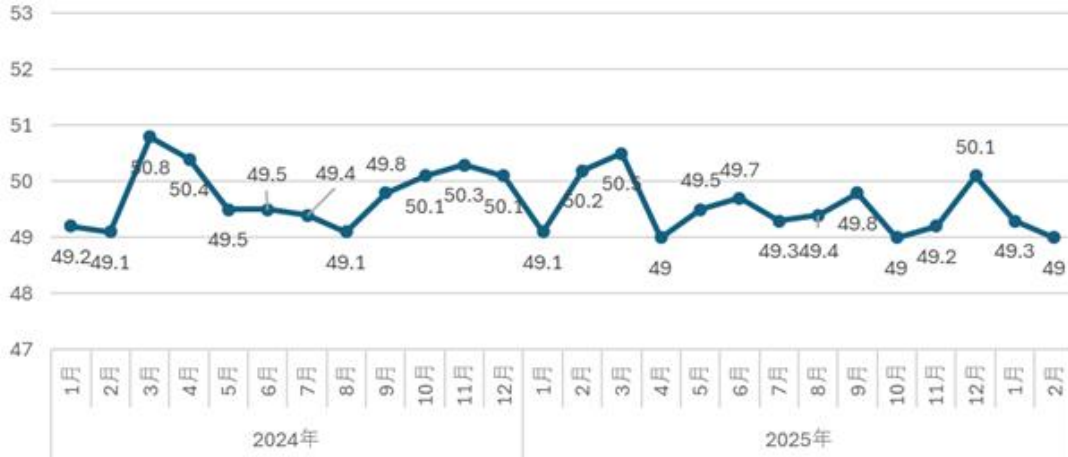
【図表3 固定資産投資の推移(1月から累計の前年同期比)】



(出所) 国家統計局データより国際通貨研究所作成

投資が急減速する中、製造業購買担当者景気指数（PMI）も低空飛行が続く（図表4）。こうした状況も、政府による景気対策を促しているように見える。2026年は第15次5カ年計画の初年度であることを踏まえ、どのような経済政策が打ち出されるかが注目される。

【図表4 製造業購買担当者景気指数】



（注）50が景気の拡大・縮小の節目
 （出所）国家統計局発表データより国際通貨研究所作成

貿易は、内需の弱さを反映するかのよう、輸入は低位安定、輸出は好調に見える。2025年の11、12月については、輸出の伸びに併せ、輸入も伸びている。この背景には、中国が今も「世界の工場」であり続けていることがあり、第15次5カ年計画の産業政策では、国家戦略として企業に対してさらに技術革新の主導的役割を担うことを求めている。これが意味することは、今後も中国は供給サイドの強化を目指す方針であり、それは結果として輸出の拡大・強化につながると考えられる。

【図表5 貿易】



（出所）LSEG Datastream（通関ベース）より国際通貨研究所作成

本年は第15次5カ年計画の初年度であり、来年2027年秋には中国共産党は第21回全国代表大会（党大会）を開く。そこで、習近平国家主席が4期目の党総書記に選ばれる可能性が高い。中国共産党は2017年秋の第19回党大会で2段階発展戦略を提示している。第1段階（2020～2035年）は「社会主義現代化を基本的に実現」を目標に掲げた。①経済・技術・生活水準を先進国に近づけ、②国家統治を現代化し、③中所得層を拡大させ、④技術自立を通じて近代国家としての基盤を完成させるというものだ。そして、これが第2段階（2035～2050年頃）の目標、「社会主義現代化強国を完成すること」につながっていく。

しかし、2021年以降、不動産神話が崩れ、逆資産効果が生じて消費は低迷気味である。産業政策は立てたが、過当競争という副産物が生じ、民間経済は圧迫されている。外需依存も限界が見え始め、現在の国際インバランスがさらに拡大すれば、欧米諸国のみならずグローバルサウスからも構造調整を求められることになる。足元の経済政策の延長線では、中国が貿易黒字を拡大し続け、ドル建て外貨準備を貯め込み、グローバルサウスの国々の中にはインフラ建設のため導入された長期負債の返済に苦しむところも出てきかねず、世界経済のインバランスの象徴とされかねない。その意味でも、2026年に複数回開かれると見られている米中首脳会談の帰趨は注目される。今後、世界経済インバランスをどのように緩和、解消していくかは、中国にとっても真剣に考えるべき課題になっていくであろう。どのような具体的な政策を生むかは、まだ見えてこないが、中国政府の経済運営を引き続き注目していくことになりそうだ。

(2026年3月5日現在)

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-13-12 日本生命日本橋ビル8階

E-mail: admin@iima.or.jp ホームページ: <https://www.iima.or.jp>

「商事調停条例」の要点と企業実務への影響

金杜法律事務所
パートナー弁護士
中日民商法研究会 副会長
劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

商事紛争の効率的かつ公正な解決は、市場秩序の維持、関係者の正当な権利・利益の保護及び商環境の改善にとって重要な意義を有している。その方法の1つである「商事調停」は、柔軟性、効率性、秘密性などの点で訴訟よりも優れ、当事者にとって重要な選択肢となりつつある。しかし、中国においては、一元的な法令と監督制度の欠如とともに、調停機関の設立・運営や調停人の資格・行為に関する明確な規定がなく、調停合意の効力と執行も安定性を欠くなど、今なお発展途上にある。そのため、国務院は商事調停の健全な発展を促進する立法として、2025年12月31日に「商事調停条例」(以下「条例」)を公布し、2026年5月1日にその施行日を迎える。本稿では、この条例の主要な内容と、企業実務への影響について論ずるものとした。

II 商事調停の意義とその対象となる紛争

条例第2条によると、商事調停とは、当事者が自己の意思により、商事調停機関による主導の下、友好的な協議を通じ、貿易、投資、金融、運輸、不動産、建設工事、知的財産権などの分野に係る商事紛争を解決する手段をいう。また、同条は、婚姻・家族、相続、後見、労働人事及び消費者の権利・利益をめぐる紛争のほか、法が別の解決方法を定める紛争について、これを商事調停の対象外とすることも明確に定めている。

商事調停の対象となる紛争の範囲が法令により表裏双方から明示されたことにより、M&A や業務契約違反などの典型的な商事紛争を抱えた企業は、その発生当初から法令上の根拠に基づいて、調停を念頭に置く解決策を模索することが可能になった。また、労働紛争などの対象外の紛争について調停を検討するロスも回避できる。訴訟や仲裁よりも手続きが柔軟であり、かつ非公開で進められる調停は、間違いなく企業にとって選択しやすい紛争解決の手段の1つになったといえる。

III 商事調停を担う機関

条例第8条～第10条では、商事調停機関の設立要件、申請手続き、登録管理、変更・抹消などに関する詳細な規定を設けている。特に設立要件について、発起人が非営利法人であること、規範的な名称及び住所を有すること、30万元以上の資産を有していること、5名以上の商事調停人と適切な人数の専任従業員を擁することなどを要求している。所定の要件を充足し、必要な手続きを経て設立された商事調停機関は、その属する省・自治区・直轄市の司法行政機関が名簿に取りまとめ公表することで、その存在が社会一般に周知される(条例第11条)。

また、条例第12条は、商事調停人の任用要件として、以下のようにある。

- ①法律職の資格と調停の実務経験を有すること
- ②一定期間の法律専門職としての実務経験を有すること
- ③関連分野の専門的な知識と職歴を有すること
- ④（経過措置）本条例の施行前における商事調停の実務経験と、一定の学歴を有すること

上記4つのうち、いずれかの充足が必要になると定めている。また、専門的な影響力と信用力を有する外国籍者を商事調停人として任用することもできるとしている。なお、条例の意見募集稿の段階では、外国籍商事調停人の任用に関し、司法行政部門への届出を義務づける規定も検討されていたが、最終的にその導入は見送られた。

調停機関の名簿公表と調停人の資格要件の明確化・多様化により、企業においては、紛争の性質に応じて最適な専門家を選択しうるものと期待される。特に、外国籍商事調停人の任用が一般的に認められたことで、言語や文化に精通した専門家による調停の下で、国際的な商事紛争が円滑に解決され、外資系企業にとっても商事調停制度がますます利用しやすい制度になると考えられる。

IV 商事調停の手続きと効力

(1) 調停手続きの進行

商事調停は当事者の合意を原則とし、当事者が明確に拒否するときは、それを実施し得ない（条例第15条1項）。調停人の選任は、当事者が共同して行うが、商事調停機関による商事調停人名簿からの選定のほか、商事調停機関に対して推薦を委任することも可能とされている（条例第15条第2項）。商事調停の手続きは、当事者間の合意がない限り非公開で進められ（条例第19条第1項）、商事調停機関及び商事調停人は、調停の過程で知り得た情報について守秘義務を負う（条例第19条第2項。全当事者の同意や、法令に基づいた開示要求がある場合を除く）。商事調停人と当事者との協議によりオンラインで手続きを行うこともでき（条例第18条第2項）、商事調停の費用は、商事調停機関が独自に制定し公表するものとされている（条例第16条）。

手続きの非公開と厳格な守秘義務は、営業秘密や企業イメージの保護に極めて有用であり、オンライン調停にも対面の調停と同等の法的効力が認められている。このことから、地理的な制約の解消、時間や費用の大幅減など、当事者にとって利用価値の高い紛争解決の方法といえる。

(2) 商事調停合意の効力・執行

調停により合意に達したときは、主要な事実、争点、合意内容、履行の方法と期限などを定めた商事調停合意書が作成される（条例第22条第1項）。当事者はこれに拘束され、履行の義務を負う（条例第22条第3項）。

この合意に判決と同等の強制執行力を持たせる方法として「司法確認」の制度がある（条例第23条第1項）。これを利用する場合、当事者は、「調停合意の確認事件」を民事訴訟の特別手続きの一種として定める民事訴訟法の下、調停合意の発効日から30日以内に、共同して人民法院に対しその申立てを行うものとされている（同法第205条）。この申立てが棄却されないためにも、調停合意の内

容は、法令、行政法規の義務規定、公序良俗のいずれにも違反せず、国の利益、社会の公共利益、他人の合法的権利・利益を侵害するものとならないよう注意することが求められる（条例第22条第2項）。また、商事調停合意の執行が中華人民共和国の領域外に及ぶときは、関連する国際条約の規定に従って、該当国の関係機関に対しその執行を申し立てることができる（条例第23条第2項）。

V 渉外商事調停と国際協力

条例第24条～第26条は、渉外商事調停や国際協力に関する原則的な規定として、国が商事調停機関による中国外の拠点設置を支援することや、自由貿易試験区などの地区に限り、「中国外の商事調停機関による拠点設置と渉外商事調停の実施を認めること」「商事調停人が独自に渉外商事調停を行う制度の試行地区とすること」などを定めている。これにより、特に複数の法域にまたがる複雑な取引を行う企業にとっては、紛争解決の手段がさらに広がるものと期待される。

VI 規制と処分

条例第27条～第30条は、商事調停機関に対する規制と処分について定めている。すなわち、県級以上の司法行政機関は、商事調停機関による商事調停に対する監督管理のため、現地調査、関連文書の閲覧・複写、関連状況の調査、関係者に対する聴取・面談などの措置を講ずることが可能であるとされている。

また、無許可での活動や、規定に違反した運営・職務を行った場合についてそれぞれの相応な法的責任を定め、商事調停に対する監督管理の強化と、制度の正常な秩序の維持が図られている。

VII おわりに

本条例は、中国の商事調停に関する立法的な空白を埋め、調停機関・調停人の基準から手続き・合意の効力に至るまでの包括的な法的枠組みを構築したものである。これにより、商事調停制度の健全な発展と国際化が促進され、企業は訴訟・仲裁に並ぶ有効な紛争解決手段の選択が可能になると期待される。今後の紛争解決の戦略策定にあたっては、その運用が本格化していく実務の動向にも照らしつつ、柔軟性、効率性、秘密保持といった特性を活かし、時間や費用の負担の最小化を図ることが求められる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※主な取扱分野は、対中投資、M&A、国際貿易及び紛争解決、輸出管理等をめぐる各種コンプライアンス関連業務など。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓18階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・無錫・東京・ニューヨーク・シリコンバレー

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2026年2月中旬から3月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【税】	
○「財政部、税関総署、国家税務総局の“15 五”期間における科学技術革新支援のための輸入租税優遇政策に関する通知」(財関税 [2026] 7号、2026年2月13日発布、2026年1月1日～2030年12月31日実施)	
■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。	
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247779/content.html	
第15次五カ年計画(“15 五”、2026年1月1日～2030年12月31日)期間において、従前の科学技術機関等が輸入する科学研究・科学技術開発・教学用品に対して輸入関税・増値税・消費税を免除する政策の継続を通知したもの。	
■免税の対象となる機関には、省級商務部門と省級財政・税務部門、税関が認定した外資研究開発センターも含まれている。具体的な免税対象物品、管理規則については、別途制定するとされている。なお、この通知と同時期に、農林牧畜業の種子資源、エネルギー資源開発用物品、消防用救援物資、科学館・博物館等の科学普及用物品に対する輸入免税政策を継続する通知も相次いで発布されている。	
○「財政部、税関総署、国家税務総局の“15 五”期間における中国輸出入商品交易会での展示・販売品に対する租税優遇政策に関する通知」(財関税 [2026] 24号、2026年2月28日発布・実施)	
■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。	
http://heilongjiang.chinatax.gov.cn/art/2026/2/28/art_4912_580432.html	
“15 五”期間に開催される「中国輸出入商品交易会」(いわゆる広州交易会)で展示・販売される商品について、一定の数量・金額で輸入関税・増値税・消費税を免除する政策を継続することを通知したもの。	
■免税の対象となる商品は、機械、電気機器・計測器、医療・外科用計測機器・設備、天然・養殖真珠、宝石・半貴石、貴金属、その他2万ドル以内の展示品とされている。なお、中西部地区における国際商品展示会で展示・販売される20種余りの商品についても、同日付で免税とする通知が発布されている。	

[規則]

【サービス輸入】
<p>○「輸入奨励サービス目録」(商務部公告 2026 年第 8 号、2026 年 2 月 10 日公布・施行)</p> <p>■原文(「鼓励进口服务目录」)は、商務部の下記サイトをご参照。 https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8690f1441d074007a697c0f034f75a36.html</p>
<p>中国政府の輸入奨励サービス目録。2019 年版の目録から 7 年ぶりの改訂で、生産と生活の両面で需要の高い良質なサービスの輸入拡大を奨励するもの。</p> <p>■この目録には、以下の 6 分野、23 項目が記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発・設計サービス：研究開発サービス、工業デザイン・クリエイティブデザインサービス、デジタル技術開発サービス、集積回路研究開発・設計サービス、低炭素関連研究開発・設計サービス、技術試験・分析サービス、機械設備の検査・試験・修理サービス、知的財産権サービス 2. 省エネルギー・環境保護サービス：省エネルギーエンジニアリングサービス、省エネルギー管理サービス、資源再生利用サービス、再生技術サービス 3. 環境サービス：水質汚染処理・生態系回復サービス、土壌汚染処理・修復サービス、汚染物質排出削減・処理のためのガバナンスサービス 4. コンサルティングサービス：技術研究開発コンサルティングサービス、技術管理コンサルティングサービス、環境コンサルティングサービス、気候変動コンサルティングサービス 5. その他専門サービス(新規追加)：グリーン建設(エンジニアリング)およびその他の低炭素関連設計・評価・認証サービス、サプライチェーン管理サービス 6. 医療・ヘルスケアサービス(新規追加)：重大疾病医療サービス、介護・リハビリテーション・健康増進サービス

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2025年										2026年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%		(4-6月) 5.2			(7-9月) 4.8			(10-12月) 4.5			-	-
固定資産投資*	前年 同期比%	4.2	4.0	3.7	2.8	1.6	0.5	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 2.6	▲ 3.8	-	1.8
第一次産業	前年 同期比%	16.0	13.2	8.4	6.5	5.6	5.5	4.6	2.9	2.7	2.3	-	17.4
第二次産業	前年 同期比%	11.9	11.7	11.4	10.2	8.9	7.6	6.3	4.8	3.9	2.5	-	5.4
第三次産業	前年 同期比%	0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 2.3	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 7.4	-	▲ 0.4
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	7.7	6.1	5.8	6.8	5.7	5.2	6.5	4.9	4.8	5.2	-	6.3
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	5.9	5.1	6.4	4.8	3.7	3.4	3.0	2.9	1.3	0.9	-	2.8
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1	0.0	▲ 0.4	▲ 0.3	0.2	0.7	0.8	0.2	1.3
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 1.9	▲ 1.4	▲ 0.9
輸出***	億ドル	3,139.1	3,156.9	3,161.0	3,251.8	3,217.8	3,218.1	3,285.7	3,053.5	3,303.5	3,577.8	-	6,565.8
前年 同月比%		12.4	8.1	4.8	5.8	7.2	4.4	8.3	▲ 1.1	5.9	6.6	-	21.8
輸入***	億ドル	2,112.7	2,195.1	2,128.8	2,104.1	2,235.4	2,194.8	2,381.2	2,152.8	2,186.7	2,436.4	-	4,429.6
前年 同月比%		▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 3.4	1.1	4.1	1.3	7.4	1.0	1.9	5.7	-	19.8
貿易収支***	億ドル	1,026.4	961.8	1,032.2	1,147.7	982.4	1,023.3	904.5	900.7	1,116.8	1,141.4	-	2,136.2
対内直接投資 (実行ベース)* ^(注)	億元	2,692.3	3,207.8	3,581.9	4,232.3	4,673.4	5,065.8	5,737.5	6,219.3	6,931.8	7,476.9	920.1	1,614.5
前年 同期比%		▲ 10.8	▲ 10.9	▲ 13.2	▲ 15.2	▲ 13.4	▲ 12.7	▲ 10.4	▲ 10.3	▲ 7.5	▲ 9.5	▲ 5.7	▲ 5.7
外貨準備高	億ドル	32,407	32,817	32,853	33,174	32,922	33,222	33,387	33,433	33,464	33,579	33,991	34,278
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.0	5.0	5.2	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1	5.2	5.3
国内自動車 販売台数	万台	291.5	259.0	268.6	290.4	259.3	285.7	322.6	332.2	342.9	327.2	234.6	180.5
前年 同月比%		8.2	9.8	11.2	13.8	14.7	16.4	14.9	8.8	3.4	▲ 6.2	▲ 3.2	▲ 15.2
購買担当者指数 (PMI)	製造業	50.5	49.0	49.5	49.7	49.3	49.4	49.8	49.0	49.2	50.1	49.3	49.0
非製造業		50.8	50.4	50.3	50.5	50.1	50.3	50.0	50.1	49.5	50.2	49.4	49.5

* : 年初からの累計ベース。

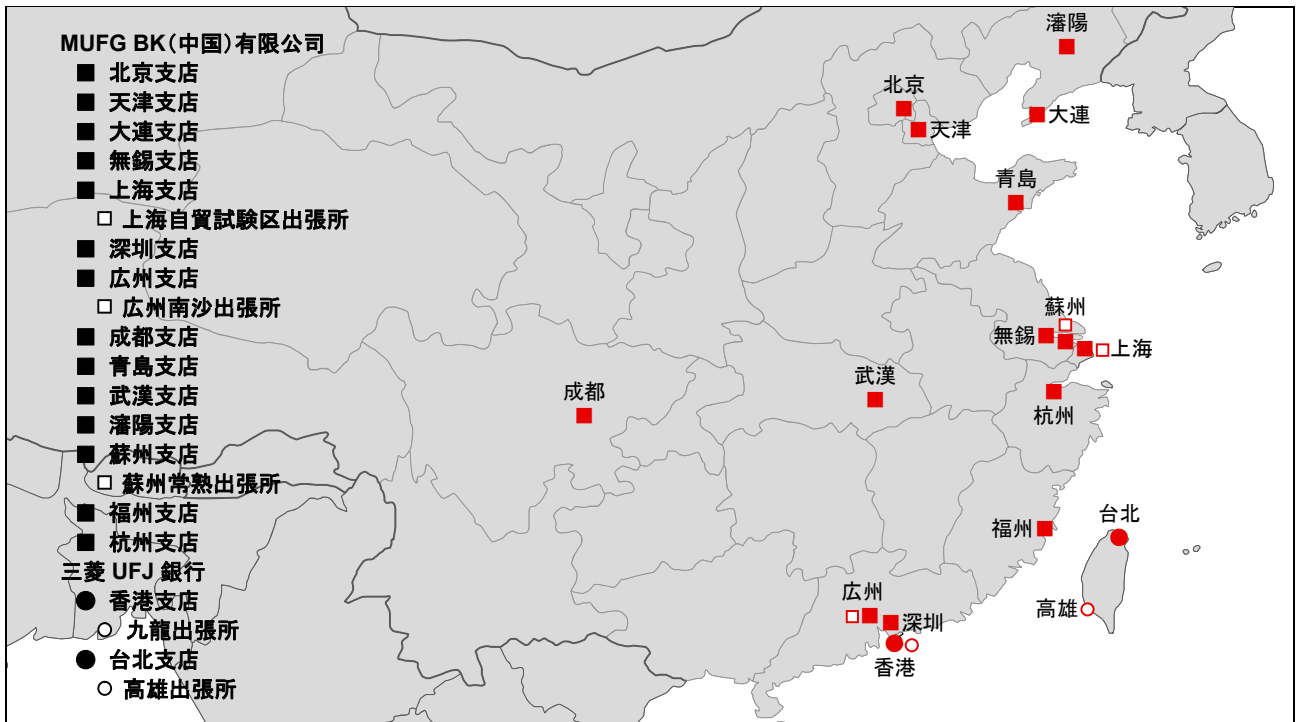
** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技术開發区黄浦江路289号臨湖商業中心項目办公楼【2902-A】单元	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍出張所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高雄出張所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。